

令和5年度 第12回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和5年度第12回農業委員会総会日程表

日時 令和6年3月6日(水) 午後1時30分～  
場所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 報告第2号 利用状況調査に係る非農地判断の取消について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(貸借)の承認について
- 日程第8 議案第5号 農地台帳登載申請について
- 日程第9 議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第10 議案第7号 非農地判断について
- 日程第11 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

### 出席委員(16名)

- |          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎  | 3 森川雅之  | 4 石川光男  | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆   | 7 池田忠志  | 8 篠永賢二  | 9 星川俊夫  |
| 10 河村久仁彦 | 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 |
| 16 村上佳清  | 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 | 19 石川武将 |

### 出席農地利用最適化推進委員(24名)

- |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 1 脇純樹  | 2 石川茂  | 3 山下宏二 | 4 星川久和 |
| 5 高橋忠明 | 6 佐藤保之 | 7 宇高勉  | 9 竹本正行 |

10 喜井仁志      11 村上紘一      12 石川 繁      13 紀井正明  
14 受川清男      15 三好 昇      16 合田篤夫      17 鈴木一郎  
18 伊藤浩一      19 萩尾 博      20 高橋秀典      21 越智 寧  
22 近藤良啓      23 河村嘉男      24 竹内正篤      25 鈴木敏也

欠席委員（3名）

2 窪田 齊      11 坂上 宏      12 眞鍋晴豊

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

8 鎌倉 静夫

出席した職員

事務局長 森 實 大      次 長 三宅栄一      係 長 武村美保  
主 任 金子愛弓      専 門 員 藤原貴仁

第12回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和6年3月6日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、16名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第12回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

2番 窪田 委員

11番 坂上 委員

12番 眞鍋 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

8番 鎌倉 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

7番 池田 委員、8番 篠永 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、  
を議題といたします。

議長 報告を求めます。金子 主任

金子 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和5年12月31日解約。

番号2の案件については、令和6年1月31日解約。

番号3の案件については、令和5年12月31日解約。

番号4の案件については、令和5年12月31日解約。

番号5の案件については、令和6年2月7日解約。

番号6の案件については、令和6年2月14日解約。

以上、6件の解約通知がありましたので、報告します。

議長 日程第3、報告第2号、「利用状況調査に係る非農地判断の取消」について、  
を議題といたします。

議長 報告を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、報告第2号、「利用状況調査に係る非農地判断の取消」について、報告いたします。

本案件すべて第9回総会にて「非農地」と判断された農地です。

番号1の案件については、所有者より、当該農地の樹木伐採や草刈りをし、農地として利用するとの申出があり、現地確認を行った結果、農地に復元されていたため、非農地通知を回収し、農地台帳に再度掲載するものです。

番号2の案件については、所有者より、当該農地では果樹を栽培しており、帰省した際に定期的に管理し農地として利用しているとの申出があり、現地確認を行った結果、農地として管理されていたため、非農地通知を回収し、農地台帳に再度掲載するものです。

番号3の案件については、所有者より、体調不良のため当該農地の管理ができていなかったが、現在は回復し、農地として利用しているとの申出があり、現地確認を行った結果、農地として管理されていたため、非農地通知を回収し、農地台帳に再度登載するものです。

以上、報告します。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 日程第4、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、小作地開放です。所有権を譲り受け、経営の安定を目指すもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号2の案件については、贈与による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号3の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号4の案件について、申請地は小作地であり、受人がこれまで耕作しておりましたが、このたび解約し、所有権を買い受けるものです。許可後は引き続き水稻の作付けを予定しています。

番号5の案件については、小作地開放です。所有権を譲り受け、経営の安定を目指すもので、許可後は柑橘等の栽培を予定しています。

番号6の案件については、農地所有適格法人解散による所有権移転です。経

営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻と葱の作付けを予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は芋の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請」について、原案

のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第5、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は2件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は家族が増え母屋を増築するにあたり、敷地を拡張するもので、申請地は第2種農地であり、既存施設の拡張のため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、既に増築されているため、始末書が提出されています。

番号2の案件について、申請人は申請地周辺で賃貸住宅の需要が高まっていることから賃貸共同住宅を建築するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 2番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は7件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、宅地建物取引業等を営む法人ですが、同地域で住宅需要が高まっていることから、住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われ

番号2の案件について、受人は、現在自家用及び来客用車両を自宅から離れた自己所有地に駐車していますが、以前から不便を感じており、今般、駐車場を確保するため自宅に隣接する申請地を譲り受け、宅地を拡張するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われ

ます。なお、申請地を含む3筆と道は筆界未定地であるため、土地管理者から本申請に係る承諾書が提出されています。

番号3の案件について、受人は、宅地建物取引業等を営む法人ですが、同地域で住宅需要が高まっていることから、住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は、現在夫婦で実家に居住していますが、今後、子供が生まれると手狭になるため、実家に隣接し、生活環境も整った申請地を母より借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号5の案件について、受人は、現在賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、実家近くの申請地を祖父より借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号6の案件について、受人は、太陽光発電事業等を営む法人であり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適した申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は小集団の農地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号7の案件について、受人は、太陽光発電事業等を営む法人であり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適した申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地周辺は小集団の農地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

委員の方で、補足説明があれば、よろしく申し上げます。

議長 番号1番

委員 異議ありません。

議長 2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第7、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画

(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 藤原 専門員

藤原 それでは、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画  
(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2の案件については、2年間の使用貸借です。

番号3の案件については、5年間の使用貸借です。

番号4の案件については、10年間の賃貸借です。

番号5の案件については、5年間の賃貸借です。

番号6の案件については、5年間の使用貸借です。

番号7の案件については、5年間の使用貸借です。

番号8の案件については、10年間の賃貸借です。

番号9の案件については、5年間の使用貸借です。

番号10の案件については、10年間の使用貸借です。

番号11の案件については、1年間の使用貸借です。

番号12の案件については、5年間の賃貸借です。

番号13の案件については、5年間の賃貸借です。

番号14から16の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 異議ありません。

議長 3番  
委員 異議ありません。  
議長 4番  
委員 異議ありません。  
議長 5番  
委員 異議ありません。  
議長 6番  
委員 異議ありません。  
議長 7番  
委員 異議ありません。  
議長 8番  
委員 異議ありません。  
議長 9番  
委員 異議ありません。  
議長 10番  
委員 異議ありません。  
議長 11番  
委員 耕作者は野菜の栽培を予定していますが、イノシシやサル被害が想定されることから、様子を見るため、期間を「1年」と短く設定しているとのことです。  
議長 12番  
委員 12番、13番、問題ありません。  
議長 14番から16番の再設定について質疑はありますか。  
委員 (「特になし。」との声)  
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第8、議案第5号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 藤原 専門員

藤 原 それでは、議案第5号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。

番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、2月8日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 2月8日に現地を確認しました。

申請地は、申請人が父親から相続し、草刈り等をして管理しておりました。

昨年、この農地を購入したいとの申出があり、手続きを進めていたところ、農地法第5条により農地転用されていまして、譲渡にあたって農地台帳登載を申請するものです。

申請地は、購入者が予定している樹園地として、すぐに利用できる状態ですので、農地として認めることは問題ないと考えます。

なお、農地台帳登載が認められれば、次回の総会で3条申請が提出される予

定です。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第9、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主任

金 子 それでは、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の案件について、2月19日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより質疑にはいりません。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また、2月19日に現地確認を申請者と行いました。野菜や花の苗を育成しており、ビニールハウスでの管理もしっかりされていることが確認できましたので、問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり証明することに決しました。

議長 日程第10、議案第7号、「非農地判断」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、議案第7号、「非農地判断」について、説明いたします。

番号1の案件について、申請者より、現況が山林化しているとの申出があり、地元農業委員及び推進委員とともに現地確認を行いました。

今回、「非農地」と判断された申出地について、承認をいただければ、所有者に「非農地通知」を発行し、今後は農地法の適用対象外となります。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 2月9日に現地確認をおこないました。申出地は山林化しており、農地に

復元することが著しく困難であります、申出地の奥に2反弱の農地があり、「非農地」と判断されると農業委員会が関与できなくなるため、周辺への影響や管理等、今後の対応について確認を行いたいため、今回は保留とさせていただきますと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、「非農地判断」について、「保留」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員あります。

よって、議案第6号は、「保留」とすることに決しました。

議長 日程第11、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、当該「道・水路」は申請者の所有地の間に所在しており、所有地の有効利用のため、「道・水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するもので、代替水路を寄附する予定です。なお、地元水利組合の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 番号1について、質疑はありませんか。

委員 図面のとおり、申請人の敷地内に水路が3本通っておりますが、これを廃止し、道沿いに水路を新設する予定です。地元水利組合の同意も得られていることから、問題ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第12回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:10)

署名 人

四国中央市農業委員会

議長 高橋 藤 信

---

委員 篠 永 賢 二

---

委員 池田 忠 志

---